



美容医療の適切な実施に関する検討会 報告書（概要）

厚生労働省 医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1. 美容医療の適切な実施に関する検討会の概要**
2. 美容医療の適切な実施に関する検討会
報告書の概要

美容医療の適切な実施に関する検討会の概要

医政局に下記の検討会を設置し、令和6年11月22日に「美容医療の適切な実施に関する検討会」報告書を取りまとめた。

検討会名：「美容医療の適切な実施に関する検討会」

第1回（6月27日）

- ・ 検討の視点及び進め方について議論

第2回（8月26日）

- ・ 美容医療における違法/違法疑い事例について議論
 - ヒアリング（日本形成外科学会、日本皮膚科学会、グリーンウッドスキンクリニック立川）

第3回（10月18日）

- ・ 診療行為・契約行為における問題事例に対する対応策や、美容医療の質の向上のための方策について議論
 - ヒアリング（JSAS、JSAPS、共立美容外科）

第4回（11月13日）

- ・ 美容医療の適切な実施に関する報告書（案）について議論

令和6年11月22日

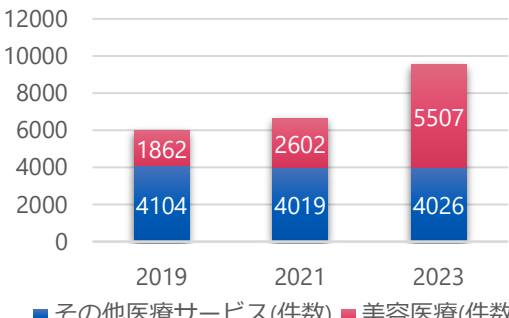
「美容医療の適切な実施に関する検討会」報告書とりまとめ

構成員 ※五十音順	
氏名 ※敬称略	所属
青木 律	グリーンウッドスキンクリニック立川院長 (中堅・中小クリニック)
一家 綱邦	国立がん研究センター生命倫理部部長 (医事法専門家)
井本 寛子	日本看護協会常任理事
海野 由利子	美容・医療ジャーナリスト (利用者・患者側)
小野 太一	国立大学法人政策研究大学院大学 政策研究科教授 (医療行政専門家)
鎌倉 達郎	日本美容外科学会(JSAS)理事長
久次米 秋人	共立美容外科理事長 (大手クリニック)
高芝 利仁	高芝法律事務所弁護士 (消費者法専門家)
武田 啓	日本美容外科学会(JSAPS)理事
宮川 政昭	日本医師会常任理事
宮沢 裕昭	新宿区保健所 主査
<参考人>	
家保 英隆	全国衛生部長会会長 (高知県理事) (第4回に参考人として出席)
寺島 多実子	日本歯科医師会常務理事 (第3回・第4回に参考人として出席)
<オブザーバー>	
伊藤 正雄	消費者庁取引対策課課長

1. 美容医療の適切な実施に関する検討会の概要
2. 美容医療の適切な実施に関する検討会
報告書の概要

1. 美容医療を取り巻く状況

医療の相談件数の推移



■ その他医療サービス(件数) ■ 美容医療(件数)
 出典：PIO-NET（※）へ2024年3月31日までに登録された相談データ



「シワを取るはずが顔面麻痺が残った…」
 「医師ではない人に治療方針を決定された…」
 「オンラインで無診察処方された…」
 「強引に高額な契約を結ばされた…」
 「SNS広告を見て受診しトラブルに…」



「関係法令&ルールを知らない…」
 「提供した医療の内容や契約内容について患者とトラブルになる…」
 「研修・教育体制が不十分…」
 「問題が起こっても対処できない…」



「安全管理の状況・体制等を把握しにくい…」
 「通報を受けたが立入検査に入っただけでよいケースかどうか分からない…」
 「カルテを見ても診療の実態がわからず、指導ができない…」

2. 美容医療がより安全に、より高い質で提供されるに当たっての課題と対応策

課題

- 美容医療を提供する医療機関における院内の安全管理の実施状況・体制等を保健所等が把握できていない
- 患者側も医療機関の状況・体制を知る手段がなく、医療機関における相談窓口を知らない
- 関係法令&ルール（オンライン診療に係るものを含む。）が浸透していない
- 合併症等への対応が困難な医師が施術を担当している
- 安全な医療提供体制や適切な診療プロセスが全般的・統一的に示されていない
- アフターケア・緊急対応が行われない医療機関がある
- 保健所等の指導根拠となる診療録等の記載が不十分な場合がある
- 悪質な医療広告が放置されている

対応策

- 美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みの導入**
 ⇒安全管理措置の実施状況/専門医資格の有無/相談窓口の設置状況等について都道府県等に対する報告を求め、そのうち国民に必要な情報を公表
- 関係法令&ルールに関する通知の発出**
 ⇒保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化
- 医療機関による診療録等への記載の徹底**
- オンライン診療指針が遵守されるための法的整理**
- 関係学会によるガイドライン策定**
 ⇒遵守すべきルール/標準的な治療内容/記録の記載方法/有害事象発生時の対応方針/適切な研修のあり方/契約締結時のルール等を盛り込んだガイドラインを策定
- 医療広告規制の取締り強化**
- 行政等による周知・広報を通じた国民の理解の促進等**

美容医療の適切な実施に関する検討会 報告書（概要）

1. 適切な美容医療が安全に提供されるようにするための対応策

● 美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みの導入

美容医療を提供する医療機関の管理者を対象として、当該医療機関における**安全管理措置の実施状況、医師の専門医資格の有無、合併症や後遺症等の問題が起こった場合に患者が相談できる連絡先等**について、**定期的（年に1回）な報告**を求めることとし、また、その報告内容のうち患者が相談できる連絡先など必要な内容を、**都道府県等において公表**

● 保健所等による立入検査や指導のプロセス・法的根拠の明確化

厚生労働省において、医師法や保助看法等への違反疑いのある事例に対する医療法に基づく**保健所等の立入検査等の可否・法的根拠や、立入検査の実施プロセス、調査の観点について明確化**を行い、解釈通知を発出

● 診療録等への記載の徹底

診療録の記載事項について、各診療の実態を確認するために**必要な内容を記載**

● オンライン診療のルールを整理

厚生労働省において、**オンライン診療指針が厳格に遵守**されるよう、その法的な位置づけを整理

2. 美容医療の質をより高め、質の高い医療機関が患者に選ばれるようにするための対応策

● 関係学会によるガイドライン策定

以下の内容を盛り込んだガイドラインを複数の関係学会、日本医師会や日本歯科医師会等の団体が主体的に策定。
・医事法制（医師法、保助看法、医療法等）や消費者保護法制等の**遵守すべき関係法令の内容、明確な解釈**
・標準的な**治療内容・手技**、医療機関の医師数や**経歴・専門性、合併症や後遺症等に関するリスク**の説明方法等
・診療に関する**記録として残しておくべき事項やその記載方法**（患者の要望・同意内容、提案・説明内容、手術・投薬等の内容・結果等）
・**有害事象発生時の対応**（アフターケア、医療機関との連携、急変時の体制の構築等）
・**経験・年次・専門性等に応じた治療**の実施や、**研修制度**、指導担当医師による**教育システム**等
・**契約締結時の遵守すべきルール**（契約書面に記載すべき内容、医師の説明内容、いわゆるカウンセラーとの役割分担、即日治療の原則禁止等）

● 医療広告規制の取締り強化

・**医療広告のネットパトロールを強化**し、違法な広告により患者が医療機関に誘引されないように取り組む

● 行政等による周知・広報を通じた国民の理解の促進等

患者が美容医療の特徴やリスクを正しく理解し医療を選択できるよう、**患者に対し以下のような周知・広報**を実施
・美容医療に関する**医事法制**（いわゆるカウンセラーによる治療内容の決定の違法性等）
・美容医療に関する**消費者保護法制**（契約の中途解約やクーリング・オフ制度、書面交付義務等）
・美容医療において**発生しうる問題事例やリスク**（副作用や合併症・後遺症、契約トラブル等）
・美容医療の**トラブルに係る相談窓口**

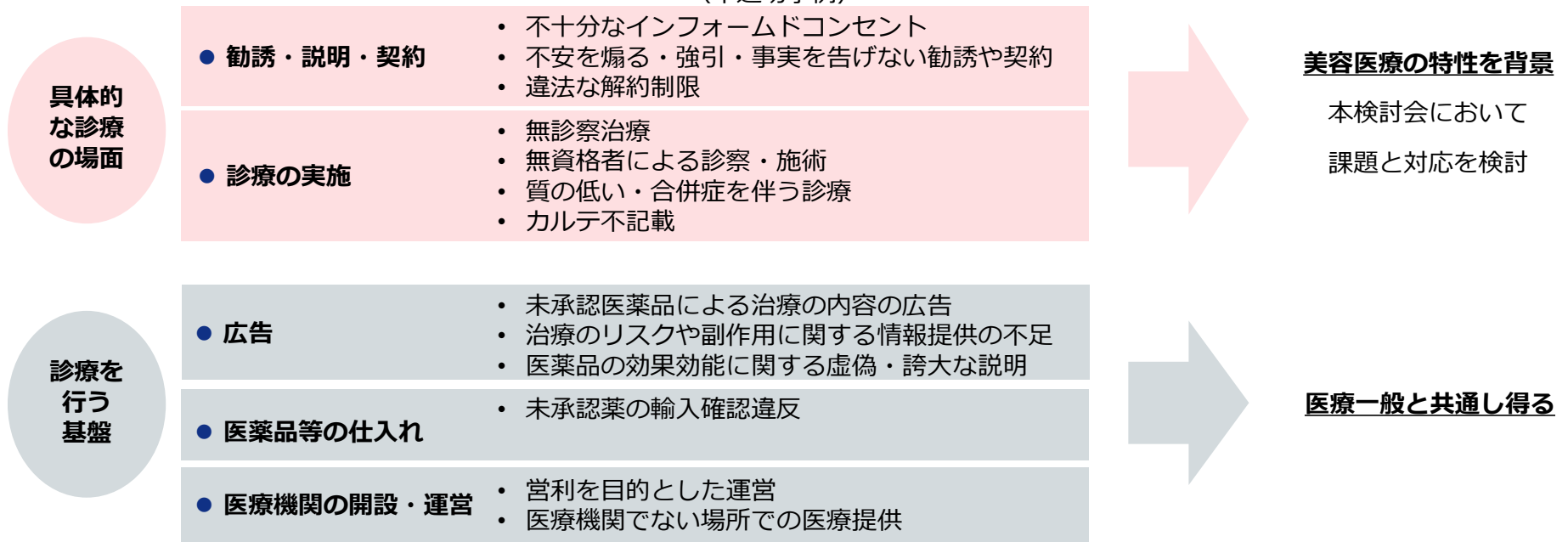
参考資料



本検討会における検討の範囲について

- 美容医療に関するトラブルは広告や未承認薬の利用に関するもの等、多岐に亘るが、近年、美容医療の利用者からの相談が増加していることを踏まえ、本検討会では、特に、美容医療の診療の場面における課題（受診時の勧誘や説明、診療行為に関する事項等）に関して、美容医療の特性を踏まえた対応の検討を行うこととしてはどうか。
- 一方、具体的な診療の基盤となる行為（医療機関の開設、医薬品の仕入れ、広告等）については、一般の医療と共通性もあるため、本検討会において、課題の分析や提起にとどめることとしてはどうか。

(不適切事例)



※ 上記の表は本検討会の議論範囲を示すために簡略化したものであり、上記が問題の全体像であることを示すものではない。

本検討会の進め方について

- 本検討会では、美容医療が提供される具体的な診療の場面を念頭に、課題の整理を行い、その要因の検討を行いながら、対応案の検討を行うこととしてはどうか。
- 問題となる事例を、大まかには、「法令やガイドラインへの違反事例又は違反が疑われる事例」と、それ以外の「医療水準に課題のある事例」、「消費者保護の観点から不利益を及ぼす事例」「その他」に分けて、課題を整理することとしてはどうか。

